

改正建築基準法（平成 28 年 6 月 1 日施行）に基づく

定期報告が必要となる 建築物・建築設備・防火設備・昇降機・工作物

(表の下線部分が新たに定期報告が必要となるもの)

I 建築物

		対象【(い) 欄の用途に供する部分の規模等が(ろ) 欄のいずれかに該当するもの】	報告の間隔
		用途(い)	
1	劇場、映画館又は演芸場	<input type="radio"/> 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="radio"/> 3階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="radio"/> 主階が 1 階でないもの <u><input type="radio"/> 床面積の合計(客席の部分に限る)が 200 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 地階にあるもの*</u> <sup>3 * 5</sup>	2 年
2	(1) 観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	<input type="radio"/> 床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="radio"/> 3階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの <u><input type="radio"/> 床面積の合計(客席部分に限る)が 200 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 地階にあるもの*</u> <sup>3 * 5</sup>	
	(2) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用途の児童福祉施設等 <sup>1</sup> 、ホテル又は旅館	<input type="radio"/> 床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="radio"/> 3階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの <u><input type="radio"/> 2階の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの(病院又は診療所にあってはその部分に患者の収容施設があるものに限る)*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 地階にあるもの*</u> <sup>3 * 5</sup>	
	(3) 児童福祉施設等 <sup>2</sup> (入所施設があるものに限り、就寝用途の児童福祉施設等 <sup>1</sup> を除く)	<input type="radio"/> 床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="radio"/> 3階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	
3	(1) 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)	<input type="radio"/> 6階以上の階にあるもの	3 年
	(2) 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)	<input type="radio"/> 6階以上の階にあるもの <u><input type="radio"/> 3階以上の階にあるもの*</u> <sup>4 * 5</sup> <u><input type="radio"/> 2階の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 地階にあるもの*</u> <sup>3 * 5</sup>	
	(3) 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る)	<u><input type="radio"/> 3階以上の階にあるもの*</u> <sup>4 * 5</sup> <u><input type="radio"/> 2階の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 地階にあるもの*</u> <sup>3 * 5</sup>	
4	(1) 学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く)	<input type="radio"/> 床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="radio"/> 3階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	2 年
	(2) 体育館(学校に附属するものを除く)	<input type="radio"/> 床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの <input type="radio"/> 3階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの <u><input type="radio"/> 床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>のもの*</u> <sup>5</sup>	
5	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く)	<input type="radio"/> 床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの <u><input type="radio"/> 3階以上の階にあるもの*</u> <sup>4 * 5</sup> <u><input type="radio"/> 床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>のもの*</u> <sup>5</sup>	3 年
6	(1) 物品販売業を営む店舗(床面積が 10 m <sup>2</sup> 以内のものを除く)	<input type="radio"/> 床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> を超え、かつ、2階以上の階にあるもの <u><input type="radio"/> 3階以上の階にあるもの*</u> <sup>4 * 5</sup> <u><input type="radio"/> 2階の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 地階にあるもの*</u> <sup>3 * 5</sup>	2 年
	(2) 百貨店、マーケット又は展示場	<u><input type="radio"/> 3階以上の階にあるもの*</u> <sup>4 * 5</sup> <u><input type="radio"/> 2階の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 地階にあるもの*</u> <sup>3 * 5</sup>	
7	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	<input type="radio"/> 地階又は 3 階以上の階にあるもの <input type="radio"/> 床面積の合計が 1,500 m <sup>2</sup> を超え、かつ、2 階にあるもの <u><input type="radio"/> 床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup> <u><input type="radio"/> 2階の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上のもの*</u> <sup>5</sup>	
8	事務所その他これに類するもの	<input type="radio"/> 床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> を超え、かつ、6 階以上の階にあるもの	3 年

## II 建築設備等

		対象	報告の間隔
1	建築設備	次に掲げる建築設備で <u>国又は市</u> が定期報告の対象として定める建築物に設けるもの ○換気設備（自然換気設備及び共同住宅の住戸に設けるものを除く） ○機械排煙設備 ○非常用の照明装置 ○給排水設備（共同住宅の住戸に設けるものを除く）	1年
2	防火設備	○ <u>国若しくは市が定期報告の対象として定める建築物に設けるもの</u> <u>又は次に掲げる用途の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上の建築物に設けるもので、</u> <u>隨時閉鎖又は作動ができるもの（防火ダンパーを除く）</u> ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る） ・寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、 障害者グループホームに限る） ・就寝用途の児童福祉施設等*1	1年
3	昇降機	○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機 ※籠が住戸内のみを昇降するものを除く ※労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 6 号に規定するエレベーターを除く	1年
4	工作物	○観光用エレベーター、観光用エスカレーター ○ウォーターシュート、コースター等 ○メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等 (建築基準法施行令第 138 条第 2 項各号に掲げるもの)	毎年 4 月及び 10 月(ただし 使用期間が連続して 6 月以内のものは毎年使用開始前 1 月に 1 回)

### \* 1 就寝用途の児童福祉施設等

平成 28 年国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項第 2 号から第 9 号に掲げるもの  
(第 2 号:助産施設、乳児院及び障害児入所施設、第 3 号:助産所、第 4 号:盲導犬訓練施設、第 5 号:救護施設及び更生施設、第 6 号:老人短期入所施設その他これに類するもの、第 7 号:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、第 8 号:母子保健施設、第 9 号:障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る）)

### \* 2 児童福祉施設等

建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等  
(児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）、保護施設（医療保護施設を除く）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設等)

### \* 3 地階にあるもの

地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のものを除く

### \* 4 3階以上の階にあるもの

3 階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>以下のものを除く

### \* 5 下線の規模等

当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く

### ■ 既存の防火設備等の報告の時期について

- 改正法施行により定期報告の対象となる防火設備で、改正法施行の際現に存するもの又は施行日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に検査済証の交付を受けたものについては、平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までの間に第 1 回の報告を行うものとします。
- 改正法施行前から定期報告の対象となっていた建築物、建築設備、昇降機又は工作物については、従来どおり（改正法施行前の報告日から引き続き所定の間隔で）報告を行うものとします。